

令和6年第4回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第 5 5 8 号

令和 6 年第 4 回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

1 日 時 令和 6 年 1 2 月 2 日（午前 1 0 時）

2 場 所 多摩市役所議場

第 9 2 号議案

多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の指定管理者の指定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
多摩市立市民活動・交流センター
多摩市立多摩ふるさと資料館
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
多摩コミュニティパートナーズ
（代表団体）株式会社ギオン
（代表団体の所在地）神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目 5 番 1 号
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

第 9 3 号議案

多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設、多摩市立武道館、
多摩市立陸上競技場及び多摩市立多摩東公園の指定管理者の指定
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6
項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設、多摩市立武道館、多摩市
立陸上競技場及び多摩市立多摩東公園
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
多摩市健幸スポーツパートナーズ
（代表団体）株式会社フクシ・エンタープライズ
（代表団体の所在地）東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

第 9 4 号議案

消費税等返還に係る和解について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

多摩市と相手方は、パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託契約について、消費税及び地方消費税の課税に関する誤認があり、相手方が消費税及び地方消費税の更正申告を行った結果、税務署から還付された消費税等について、本市に返還することで以下のとおり和解する。

- (1) 相手方は、本件契約に関し、還付金として税務署から還付を受けた令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間の消費税、地方消費税及び還付加算金である金 3, 8 3 4, 4 0 0 円について、多摩市に対し返還する。
- (2) 相手方は、前号の還付金を、多摩市が指定する預金口座に振り込む方法により、多摩市に支払う。なお、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 多摩市と相手方は、本件事案に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

2 和解の相手方

東京都多摩市一ノ宮
A

3 和解の理由

本件事案に関し相手方が更正申告を行って還付を受けた還付金について、相手方が多摩市に対して納付することで合意が整ったことから、本件和解を締結するものである。

第 9 5 号議案

消費税等返還に係る和解について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

多摩市と相手方は、子育てひろば事業等業務委託契約について、消費税及び地方消費税の課税に関する誤認があり、相手方が消費税及び地方消費税の更正申告を行った結果、税務署から還付された消費税等について、本市に返還することで以下のとおり和解する。

- (1) 相手方は、本件契約に関し、還付金として税務署から還付を受けた平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間の消費税、地方消費税及び還付加算金である金 7, 7 0 7, 9 0 0 円について、多摩市に対し、支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、前号の還付金を、多摩市が指定する預金口座に振り込む方法により、多摩市に支払う。なお、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 多摩市と相手方は、本件事案に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

2 和解の相手方

東京都多摩市落合一丁目
A

3 和解の理由

本件事案に関し相手方が更正申告を行って還付を受けた還付金について、相手方が多摩市に対して納付することで合意が整ったことから、本件和解を締結するものである。

第 9 6 号議案

消費税等返還に係る和解について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

多摩市と相手方は、令和 3 年度から令和 5 年度までの老人福祉センター事業指定管理業務（以下「本件指定管理業務」という。）に関して生じた消費税及び地方消費税の課税誤りについて、以下のとおり和解する。

- (1) 相手方は、多摩市に対し、令和 3 年度から令和 5 年度の本件指定管理業務の消費税合計額として、金 8,834,536 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、多摩市に対し、前項の金員を、多摩市の口座に振り込む方法によって支払う。なお、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 多摩市と相手方は、本件行為に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

2 和解の相手方

東京都新宿区西新宿

A

3 和解の理由

老人福祉センター事業は、消費税法上、非課税となる第二種社会福祉事業に該当し、非課税事業であることが判明したため、相手方から多摩市に令和 3 年度から令和 5 年度分の消費税について返還することで合意が整ったため、本件和解を締結するものである。

第 97 号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 12 月 2 日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、小野里摩理子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
小野里 摩理子	東京都多摩市	

第 98 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

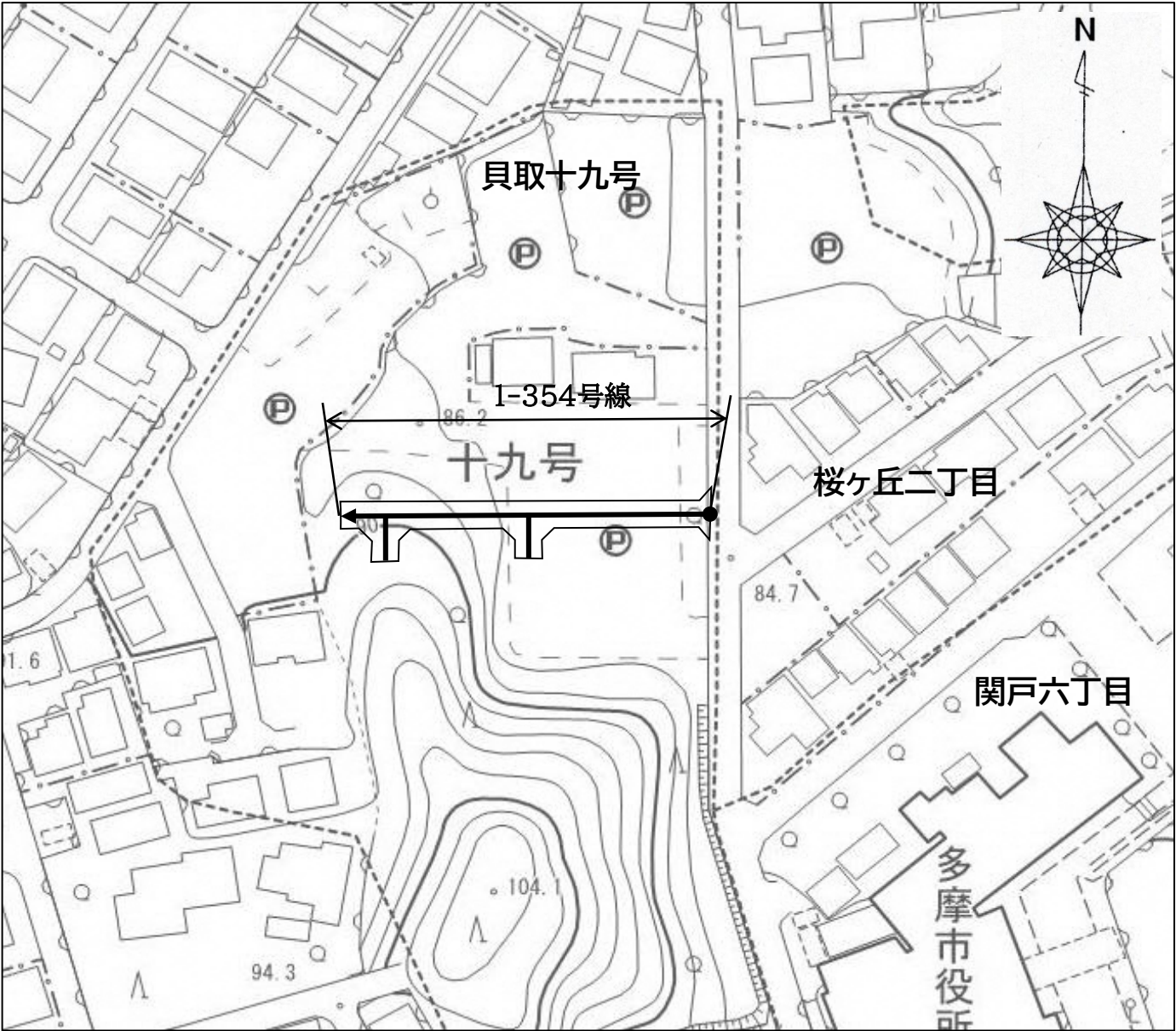
認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
1	1－354 号線	起 点	貝取 1 7 1 1 番 9 地先	
		終 点	貝取 1 7 1 1 番 1 7 地先	
2	1－355 号線	起 点	東寺方 7 5 9 番 3 地先	
		終 点	桜ヶ丘三丁目 2 3 番 1 4 地先	
3	2－252 号線	起 点	和田 5 3 8 番 6 地先	
		終 点	和田 4 8 9 番 1 地先	

令和6年度第1ブロック認定路線図

案内図

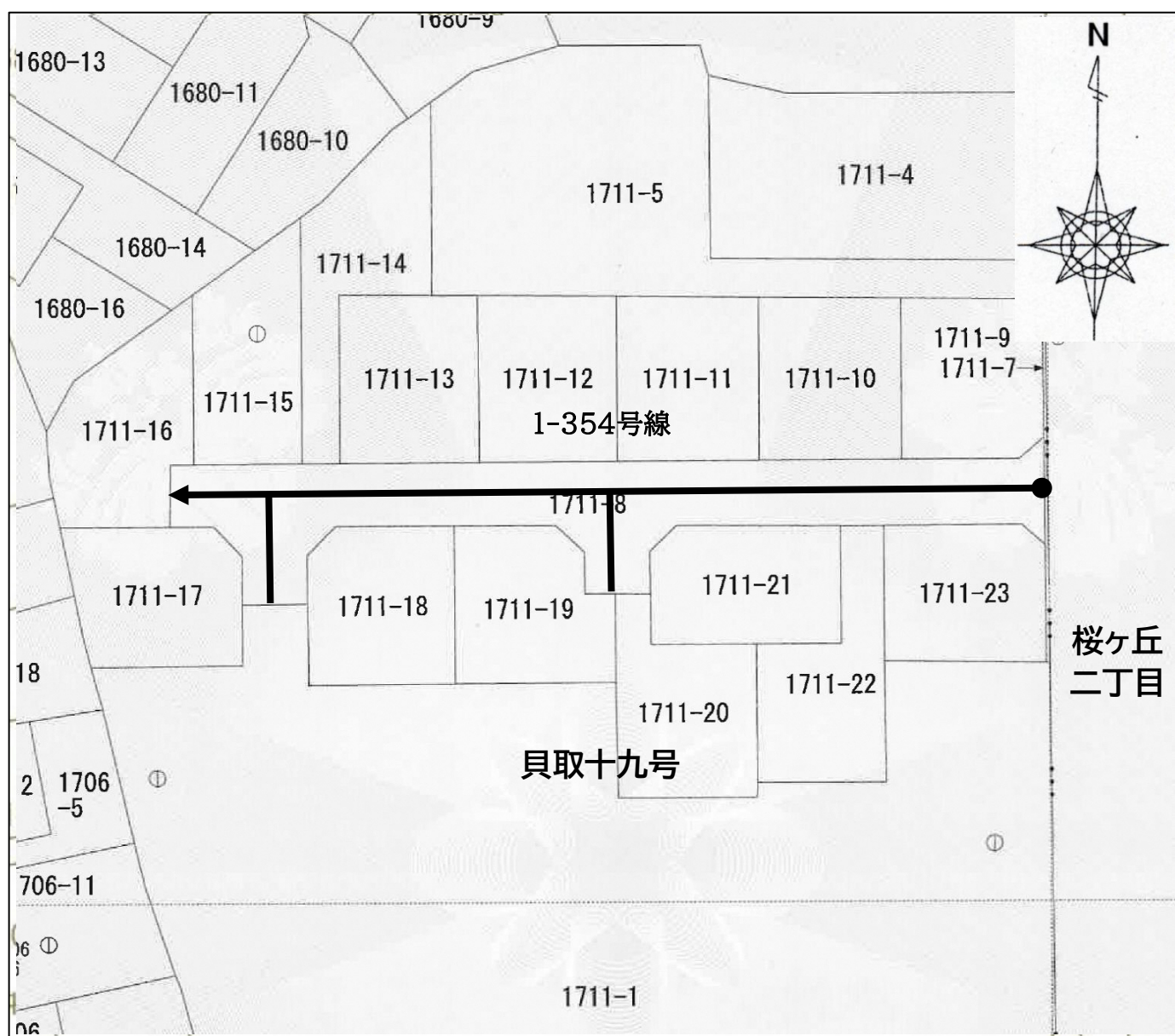
1-354号線



凡	例
起点	
終点	

認定土地所在図

1-354号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	

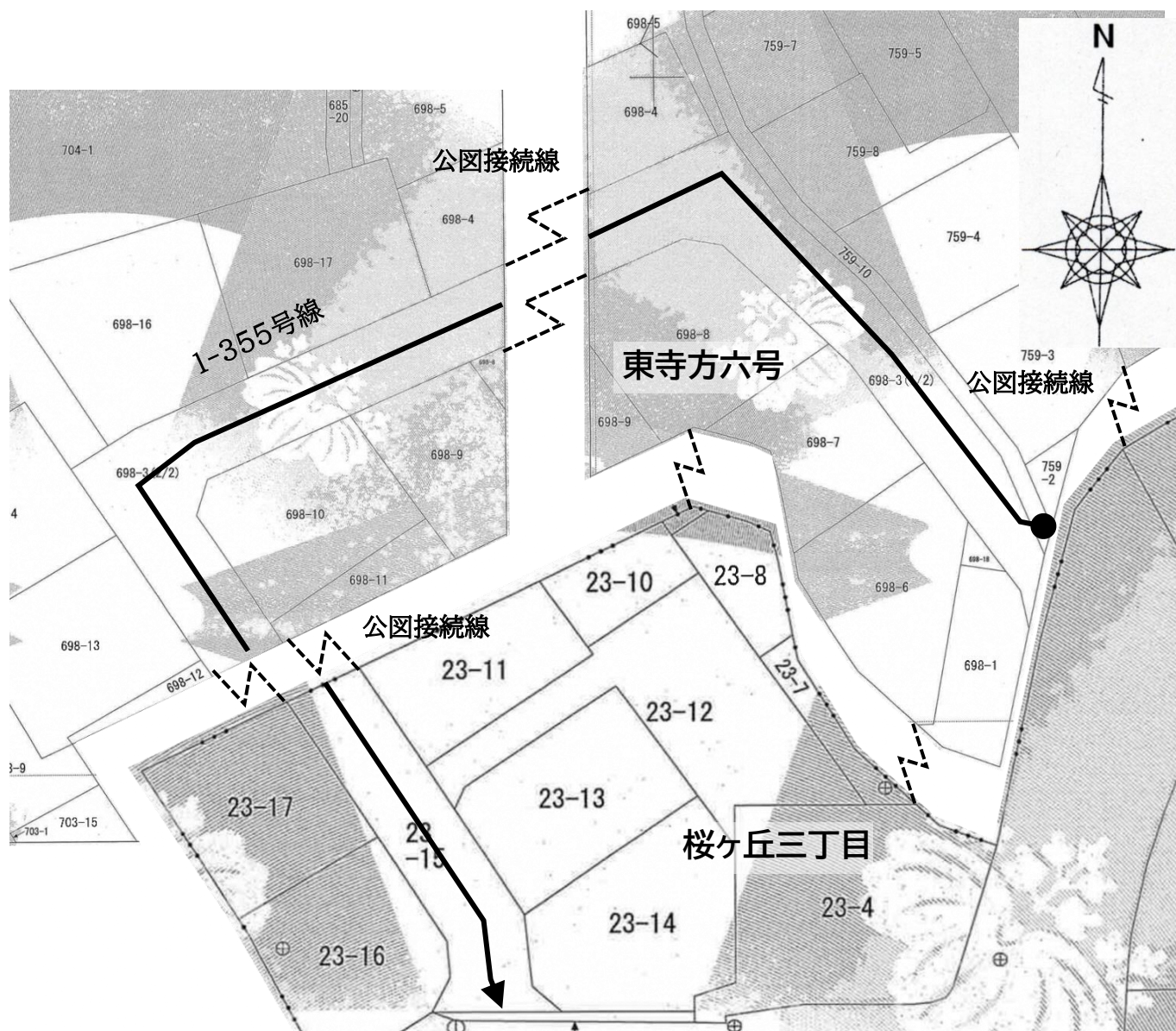
1-355号線



凡	例
起点	
終点	

認定土地所在図

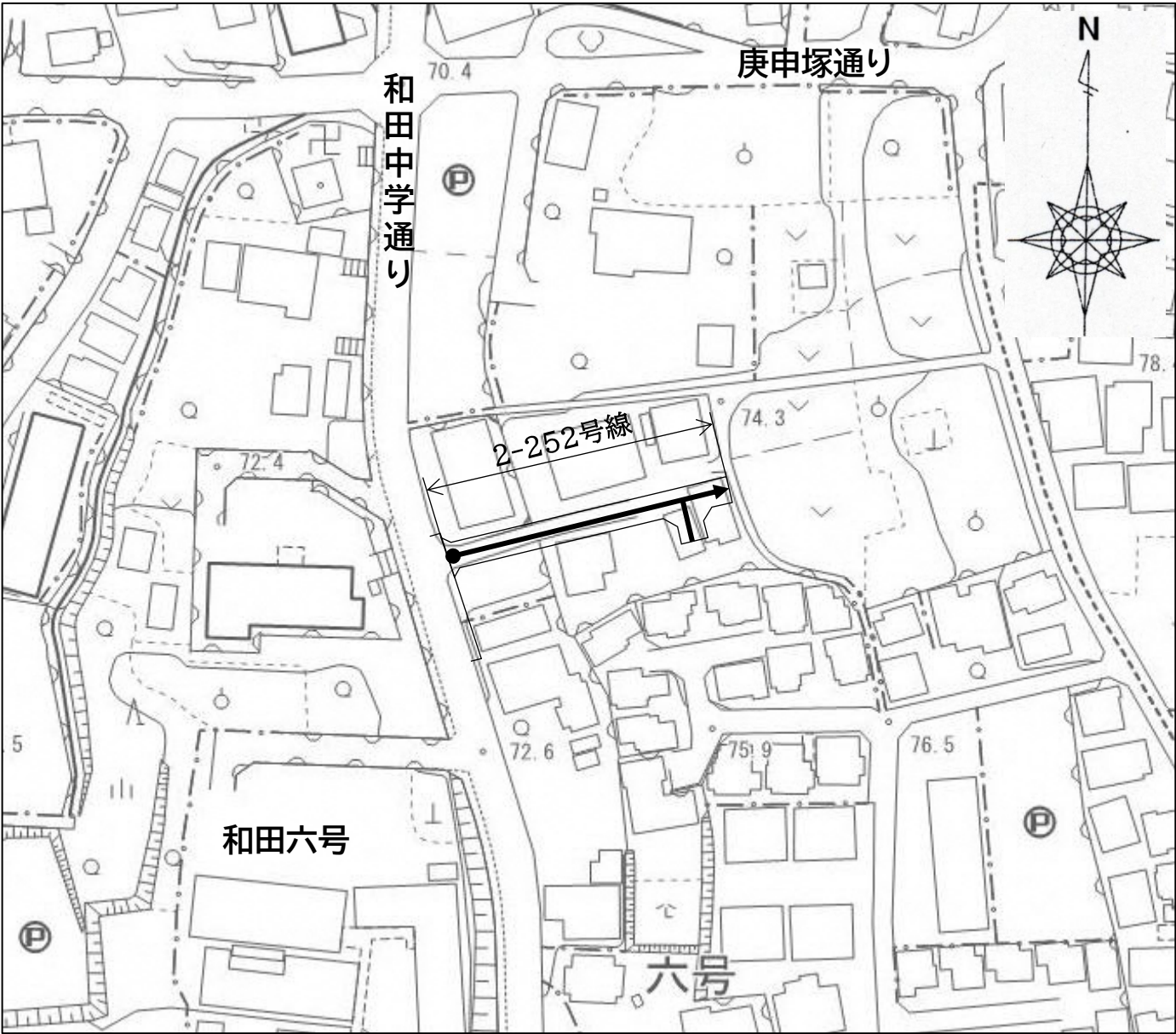
1-355号線



縮尺 1:500

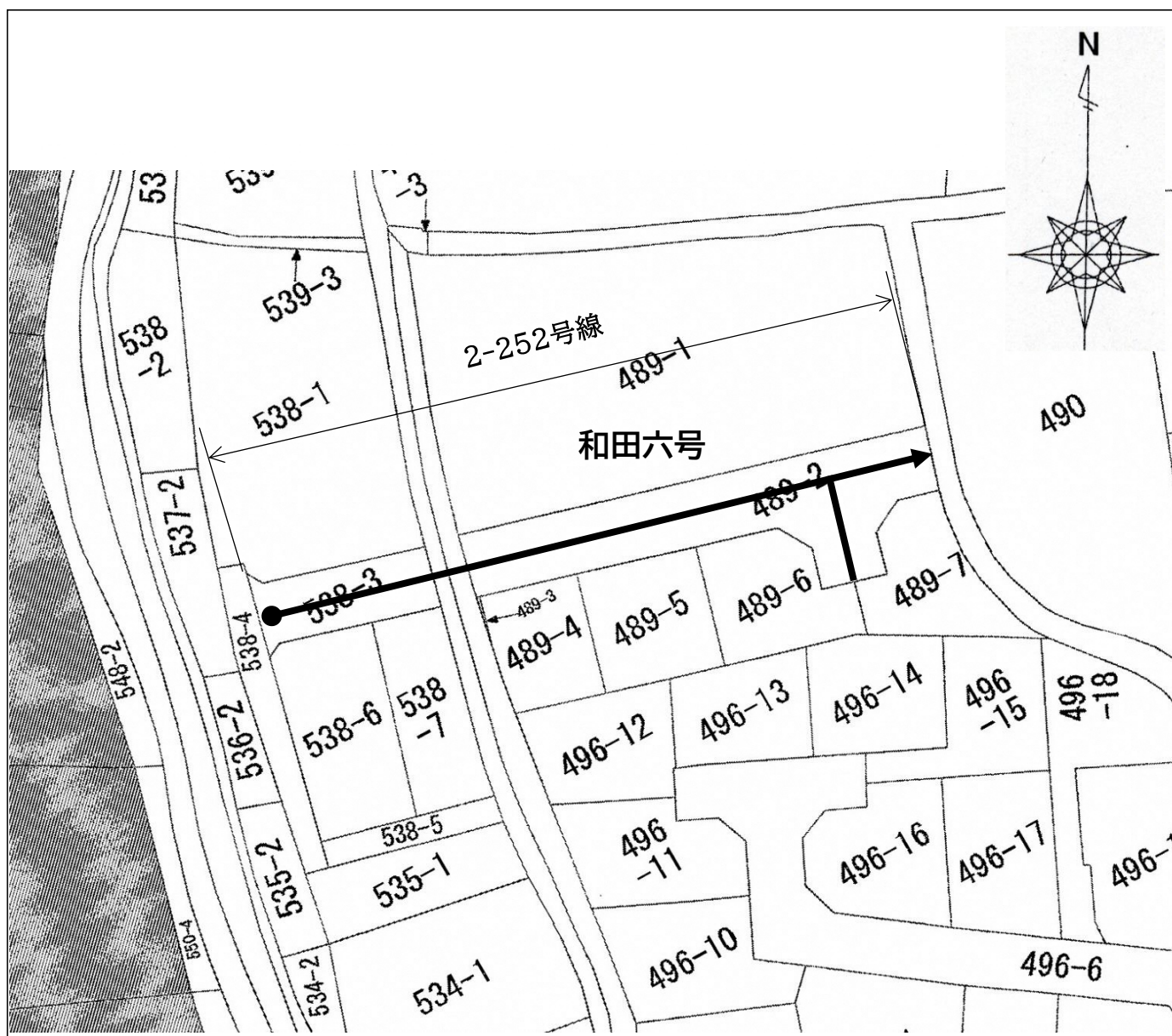
凡	例
起点	
終点	

2-252号線



凡	例
起点	
終点	

2-252号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	

第 99 号議案

多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定についての議決事項の
一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 4 年第 3 回多摩市議会定例会において議決を経た多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定について、下記のとおり議決事項を一部変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
多摩市立多摩中央公園
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
（団体名称）TAMA セントラルパーク J V
（代表法人）物林株式会社
（代表法人の所在地）東京都江東区新木場一丁目 7 番 22 号
- 3 指定の期間
変更前：令和 7 年 1 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日まで
変更後：令和 7 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日まで

第 100 号議案

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する
条例

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例（昭和 48 年多摩市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「減額」を「減額し、」に改める。

第 8 条中「取消す」を「取り消す」に改め、同条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に、「認めた」を「認める」に改める。

第 9 条ただし書中「取消した」を「取り消した」に改める。

第 10 条中「終わった」を「終えた」に改める。

別表第 1 ガス管の項中「55 円」を「60 円」に、「79 円」を「86 円」に、「120 円」を「130 円」に、「150 円」を「170 円」に、「230 円」を「260 円」に、「310 円」を「340 円」に、「550 円」を「600 円」に、「790 円」を「860 円」に、「1,590 円」を「1,730 円」に改め、同表第 1 種電柱の項中「1,490 円」を「1,620 円」に改め、同表第 2 種電柱の項中「2,280 円」を「2,480 円」に改め、同表第 3 種電柱の項中「3,080 円」を「3,350 円」に改め、同表第 1 種電話柱の項中「1,320 円」を「1,440 円」に改め、同表第 2 種電話柱の項中「2,140 円」を「2,310 円」に改め、同表第 3 種電話柱の項中「2,910 円」を「3,180 円」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「13 円」を「14 円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「2,610 円」を「2,890 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 0 1 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表補助スタッフの部チャレンジ雇用職員の項中「1, 1 1 3 円」を「1,
1 6 3 円」に改め、同部教育活動指導員 B の項及びスクール・サポート・スタ
ッフの項中「1, 1 4 0 円」を「1, 2 3 0 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表の規定は、
令和 6 年 1 0 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（報酬の内払）

- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前
の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により既
に支払われた報酬は、この条例による改正後の多摩市会計年度任用職員の任
用、勤務条件等に関する条例の規定による報酬の内払とみなす。

第 102 号議案

令和 7 年 1 月における市長及び副市長の給料の特例に関する条例
の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

令和 7 年 1 月における市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 1 月における市長及び副市長の給料の特例について定めるものとする。

(給料に関する特例)

第 2 条 令和 7 年 1 月における市長及び副市長の給料の額は、常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和 47 年多摩市条例第 27 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に定める給料の月額にそれぞれ 100 分の 90 の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 103 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(多摩市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 多摩市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 27 年多摩市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年多摩市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 18 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(多摩市表彰条例の一部改正)

第 3 条 多摩市表彰条例（昭和 46 年多摩市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号及び第 8 条第 1 号中「禁^こ錮」を「拘禁刑」に改める。

(多摩市行政不服審査会条例の一部改正)

第 4 条 多摩市行政不服審査会条例（平成 27 年多摩市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和 4 年多摩市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 5 項及び第 6 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第 2 条の規定による改正後の多摩市一般職の職員の給与に関する条例第 1 8 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第 1 8 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

第 104 号議案

多摩市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

多摩市子ども家庭支援センター条例（平成 21 年多摩市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多摩市こども家庭センター条例

第 1 条中「市民の子育て・子育てを総合的に支援し」を「子ども及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うとともに」に、「多摩市子ども家庭支援センター」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、多摩市こども家庭センター」に、「子ども家庭支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第 2 条中「子ども家庭支援センターの名称及び」を「こども家庭センターの区分及び名称並びに」に改め、同条の表を次のように改める。

区分及び名称		位置
こども家庭センター	こども家庭センター（関戸）	多摩市関戸四丁目 19 番地 5
	こども家庭センター（豊ヶ丘）	多摩市豊ヶ丘一丁目 21 番地 3

第 3 条中「子ども家庭支援センターは、第 1 条に掲げる設置目的を達成するため」を「こども家庭センターは」に改め、「次の」の次に「業務又は」を加え、同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 児童福祉法第 10 条の 2 第 2 項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項各号に掲げる事業

第3条第3号中「行っている」を「行う」に改め、同条第6号中「リフレッシュ一時保育」の次に「（児童福祉法第6条の3第7項第2号に掲げる者を一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。）」を加え、同条第7号中「認める」の次に「業務又は」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第6号に掲げる事業は、こども家庭センター（豊ヶ丘）で行う。

第4条中「子ども家庭支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第5条を次のように改める。

（開館時間等）

第5条 こども家庭センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

第6条及び第7条を削る。

第8条の見出しを「（利用者）」に改め、同条中「子ども家庭支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同条第1号中「多摩市内に居住する」を「おおむね」に改め、「保護者」の次に「並びに妊産婦」を加え、同条第2号中「行っている、又は行おうとする」を「行う」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「子ども家庭支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「子ども家庭支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「子ども家庭支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正）

2 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表専門スタッフの部子ども家庭支援センター主任専門相談員の項中「子ども家庭支援センター主任専門相談員」を「こども家庭センター主任専門相談員」に改め、同部子ども家庭支援センター専門相談員の項中「子ども家庭支援センター専門相談員」を「こども家庭センター専門相談員」に改める。

第 105 号議案

多摩市手話言語条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市手話言語条例

手話は、手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語です。障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）及び障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）においても、言語として位置付けられています。私たちは、手話が、ろう者にとって日常生活及び社会生活を営むためのかけがえのないものであり、互いの気持ちを理解し、意思疎通を図り、文化を創造するために受け継がれてきた一つの言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかななくてはなりません。

しかしながら、かつて手話は、言語として認識されず、その使用についても様々な制約を受け、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通において多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があり、現在も手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えません。

多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指しています。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、誰もが健康で幸せに過ごすためには、手話が一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進や手話の普及、そして手話を使用しやすい環境の整備について必要な施策の推進を図る必要があります。私たちは、聞こえないことが社会参加の障壁とはならないという理解のもと、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する

基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者及び聴覚障がい者関係団体等の責務及び役割を明らかにし、必要な施策を推進することで、ろう者の人権を守り、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生できる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話 手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であって、独自の語彙及び文法体系を持つものをいう。
- (2) ろう者 障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 市民 多摩市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 聴覚障がい者関係団体等 市内で聴覚障がい者に向けて意思疎通の支援等を行う団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 手話が、独自の体系を有する一つの言語であり、かつ、文化的所産であるという認識の下、音声言語と同等に扱われなければならないこと。
- (2) 手話に関する施策が、手話が手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であるという認識に基づいて実施されなければならないこと。
- (3) ろう者の手話による意思疎通を行うことを自ら選択する権利、手話により意思疎通を円滑に行う権利及び手話により必要な情報を的確に取得する権利が、尊重されなければならないこと。

（市民の役割）

第4条 市民は、地域社会に共に暮らす一員として、この条例の目的及び前条各号に掲げる事項（以下「基本理念」という。）に対する理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組むよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、第3条第3号に掲げるろう者の権利を尊重し、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手

話を使用しやすい環境の整備を行うため、必要な施策を推進するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者と意思疎通を可能にするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（聴覚障がい者関係団体等の責務）

第7条 聴覚障がい者関係団体等は、市と相互に連携して手話の普及啓発に努め、この条例の目的及び基本理念の実現に向け、市が推進する施策に協力するものとする。

（施策の推進）

第8条 第5条の規定による施策の推進は、次に掲げる事項を基本とし、手話に関する情報通信技術の発展及び実用化の進展の状況を踏まえながら進めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び普及を図ること。
- (2) 手話により意思疎通をし、情報を得る機会の拡大を図ること。
- (3) ろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図ること。
- (4) 全ての市民に対して手話を学ぶ機会を確保すること。
- (5) 手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実を図ること。
- (6) 災害時において、ろう者が必要な情報を的確に得る手段の確保を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な取組を行うこと。

（財政上の措置）

第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、多摩市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

第 106 号議案

多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

多摩市道路占用料等徴収条例（昭和 48 年多摩市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「の額の全部又は一部を」を「を減額し、又は」に改め、同項第 2 号中「による」を「第 7 条第 1 項に規定する」に、「索道事業者」を「同法第 34 条の 2 第 1 項に規定する索道事業者」に改め、同項第 3 号中「第 11 条第 1 項に規定する」を「第 11 条第 1 項各号に掲げる」に改め、同項第 8 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同条第 2 項中「の額の全部又は一部を」を「を減額し、又は」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「1, 490 円」を「1, 620 円」に、「2, 280 円」を「2, 480 円」に、「3, 080 円」を「3, 350 円」に、「1, 320 円」を「1, 440 円」に、「2, 140 円」を「2, 310 円」に、「2, 910 円」を「3, 180 円」に、「130 円」を「140 円」に、「13 円」を「14 円」に、「1, 300 円」を「1, 410 円」に、「790 円」を「860 円」に、「2, 610 円」を「2, 890 円」に、「8, 800 円」を「11, 500 円」に、「2, 650 円」を「2, 890 円」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「55 円」を「60 円」に、「79 円」を「86 円」に、「120 円」を「130 円」に、「150 円」を「170 円」に、「230 円」を「260 円」に、「310 円」を「340 円」に、「550 円」を「600 円」に、「790 円」を「860 円」に、「1, 590 円」を「1, 730 円」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中「2, 610 円」を「2, 890 円」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の項中「1, 400 円」

を「1, 440円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「4, 950円」を「5, 770円」に、「2, 970円」を「3, 460円」に、「2, 610円」を「3, 090円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「88円」を「110円」に、「8, 800円」を「11, 500円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「8, 800円」を「11, 500円」に、「2, 140円」を「2, 310円」に、「88円」を「110円」に、「88, 000円」を「115, 400円」に、「44, 000円」を「57, 700円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「2, 610円」を「2, 890円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場の項中「8, 800円」を「11, 500円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「2, 650円」を「2, 890円」に改め、同表備考1及び備考2中「号」を「項」に、「ものを、」を「ものをいい、」に改め、「ものとする」を削り、同表備考3中「ものとする」を削り、同表備考4中「ものとする」を削り、同表備考4ただし書中「5割減」を「当該裏面の表示部分の面積に0.5を乗じて得た面積」に改め、同表備考6中「表示面積」を「占用面積」に、「占用面積」を「表示面積」に、「、1平方メートル」を「1平方メートル」に、「、1メートル」を「1メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 107 号議案

多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立公園条例の一部を改正する条例

多摩市立公園条例（昭和 47 年多摩市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 2 号並びに第 2 条の 6 第 2 号及び第 3 号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第 2 条の 7 第 2 号中「車いす使用者用観覧スペース」を「車椅子使用者用観覧スペース」に改め、同条第 3 号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第 2 条の 8 中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第 2 条の 9 第 2 号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「こう配」を「勾配」に改める。

第 3 条第 1 項第 5 号中「車両等の」を「車両等を」に、「とめおく」を「留め置く」に改め、同項第 9 号中「すてる」を「捨てる」に改め、同項第 10 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第 5 条第 6 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「基づいて」を「より」に改める。

第 10 条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第 13 条第 2 項第 3 号中「規定する」を「掲げる」に改める。

別表第 2 第 1 種電柱の項中「1, 490 円」を「1, 620 円」に改め、同表第 2 種電柱の項中「2, 280 円」を「2, 480 円」に改め、同表第 3 種電柱の項中「3, 080 円」を「3, 350 円」に改め、同表第 1 種電話柱の項中「1, 320 円」を「1, 440 円」に改め、同表第 2 種電話柱の項中「2, 140 円」を「2, 310 円」に改め、同表第 3 種電話柱の項中「2, 910 円」を「3, 180 円」に改め、同表その他の柱類の項中「130 円」を

「140円」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「13円」を「14円」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「1,300円」を「1,410円」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「790円」を「860円」に改め、同表水道管下水道管ガス管その他これらに類するものの項中「55円」を「60円」に、「79円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「150円」を「170円」に、「230円」を「260円」に、「310円」を「340円」に、「550円」を「600円」に、「790円」を「860円」に、「1,590円」を「1,730円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「2,610円」を「2,890円」に改め、同表広告塔の項及び看板（アーチ式であるものを除く。）の項中「8,800円」を「11,500円」に改め、同表その他の占用の項中「2,650円」を「2,890円」に改め、同表備考1及び備考2中「号」を「項」に、「ものを、」を「ものをいい、」に改め、「ものとする」を削り、同表備考3中「ものとする」を削り、同表備考4中「ものとする」を削り、同表備考4ただし書中「5割減」を「当該裏面の表示部分の面積に0.5を乗じて得た面積」に改め、同表備考5中「、1平方メートル」を「1平方メートル」に、「、1メートル」を「1メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 108 号議案

多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道条例の一部を改正する条例

多摩市下水道条例（昭和 59 年多摩市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「都が」を「東京都が」に改める。

第 3 条中「の各号」を削り、同条第 3 号ただし書中「の内径は」を「については、内径を」に、「（勾配 100 分の 3 以上）」を「とし、勾配を 100 分の 3 以上」に改め、同号の表 150 未満の項中「^{こう}勾配」を「勾配」に改め、同条第 4 号中「排水^{きよ}渠」を「排水渠」に改め、同号ただし書中「の内径は」を「については、内径を」に、「（勾配 100 分の 3 以上）」を「とし、勾配を 100 分の 3 以上」に改め、同号の表 200 未満の項中「^{こう}勾配」を「勾配」に改める。

第 4 条第 2 項中「の各号」を削る。

第 25 条第 1 項中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第 30 条第 1 項中「に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者並びに公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線及び令第 17 条の 3 に規定する物件（以下「電線等」という。）を占用しよう」とを「を占用する物件（以下「占用物件」という。）を設けようとする者及び公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線又は令第 17 条の 3 に定める者が設ける電線その他の物件（以下「電線等」という。）を設けよう」とに改め、「の各号」を削り、同条第 2 項中「占用物件」を「公共下水道の敷地に占用物件」に、「公共下水道」を「当該公共下水道」に改め、「の各号」を削る。

第 31 条第 1 項中「（昭和 63 年法律第 108 号）」及び「（昭和 25 年法律第 226 号）」を削り、同条第 2 項中「及び」を「又は」に改める。

第32条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第33条第1項中「占用に」を「設置に」に、「その占用」を「その設置に係る占用」に改め、同項第3号中「堅牢」を「堅^{ろう}牢」に、「耐蝕性」を「耐食性」に改め、同項第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

別表第1備考1中「計算する」の次に「ものとする」を加え、同表備考2中「占用期間」を「占用の期間」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 3 占用料の額は、占用料（年額）の欄に定める金額に、占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料（年額）の欄に定める金額に、各年度における占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円）の合計額とする。

別表第2第1種電柱の項中「1, 490円」を「1, 620円」に改め、同表第2種電柱の項中「2, 280円」を「2, 480円」に改め、同表第3種電柱の項中「3, 080円」を「3, 350円」に改め、同表第1種電話柱の項中「1, 320円」を「1, 440円」に改め、同表第2種電話柱の項中「2, 140円」を「2, 310円」に改め、同表第3種電話柱の項中「2, 910円」を「3, 180円」に改め、同表その他の柱類の項中「130円」を「140円」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「13円」を「14円」に改め、同表ガス管・水道管等の項中「55円」を「60円」に、「79円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「150円」を「170円」に、「230円」を「260円」に、「310円」を「340円」に、「550円」を「600円」に、「790円」を「860円」に、「1, 590円」を「1, 730円」に改め、同表足場その他の工事用施設の項中「8, 800円」を「11, 500円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下

この項において同じ。)を支持するものをいい、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算し、占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算するものとする。
- 5 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、更に、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 占用料の額は、占用料（年額）の欄に定める金額に、占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料（年額）の欄に定める金額に、各年度における占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円）の合計額とする。

別表第3備考1中「計算する」の次に「ものとする」を加え、同表備考2中「占用期間」を「占用の期間」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 3 占用料の額は、占用料（年額）の欄に定める金額に、占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料（年額）の欄に定める金額に、各年度における占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円）の合計額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。